公益社団法人日本武術太極拳連盟地域ブロック運営規程

(通則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本武術太極拳連盟(以下「本連盟」という。)に加盟する47都道府県加盟団体を地域毎に区分した地域ブロックの組織及び運営に関する 取り決めを規定する。

(目的)

- 第2条 地域ブロックは、本連盟と各加盟団体との間に位置し、各加盟団体の独自性を尊重 しつつ、地域ブロック内の組織の交流・連携を図るとともに、本連盟の事業推進並び に地域ブロック内加盟団体の活動を援助することを目的とする。
 - 2 前項の活動は下記のいずれかとする。
 - (1) JOCジュニアオリンピックカップ大会ブロック予選大会の実施
 - (2) 国体ブロック予選大会の実施
 - (3) その他各地域ブロックの活動としてふさわしい事業。

(地域ブロックの区分)

第3条 本連盟に加盟する47都道府県加盟団体を別表に定める八つの地域ブロックに区分する。

(地域ブロック協議会)

第4条 地域ブロックに所属する加盟団体の代表者をもって地域ブロック協議会を構成する。

(地域ブロック幹事・副幹事)

- 第5条 地域ブロック協議会は、加盟団体所属の本連盟理事の中から幹事1名、副幹事1名 を選出する。
 - 2 幹事及び副幹事は地域ブロック運営規程及び本連盟が定める規範、規程等を順守し、職務を遂行しなければならない。
 - 3 幹事または副幹事が本連盟会長に就任した場合は、新たに幹事または副幹事を選任する。

(地域ブロック事務局)

- 第6条 地域ブロック事務局は、地域ブロック協議会において担当を決定し、本連盟会長へ届ける。
 - 2 決定が遅れた場合は、幹事選出団体事務局がこれを行う。

(担当役員)

第7条 第2条の目的を達成するため、必要に応じて分野ごとの担当役員を定める。

(地域ブロック協議会の開催)

第8条 地域ブロック協議会は、必要に応じて開催する。地域ブロック協議会の開催は事前にこれを会長へ届ける。

(地域ブロック協議会の決議事項の扱い)

第9条 本連盟理事会に対する要望事項を決議した場合は、速やかに理事会または常任理事会へ意見を届け、理事会運営に反映させるものとする。

(本連盟理事の推薦)

- 第10条 本連盟理事の改選期ごとに地域ブロックが推薦する理事候補を選定し、役員候補 の選任を行う理事会前に役員候補選考委員会へ推薦する。各地域ブロックが推薦す る理事候補の員数は次のとおりとする。
 - (1) 北海道・東北地域ブロック 1名
 - (2) 北関東地域ブロック 1名
 - (3) 南関東地域ブロック 3名以内
 - (4) 東海・北陸地域ブロック 1名
 - (5) 近畿地域ブロック 2名以内
 - (6) 中国地域ブロック 1名
 - (7) 四国地域ブロック 1名
 - (8) 九州・沖縄地域ブロック 1名

(本連盟委員の推薦)

- 第11条 本連盟各委員会への委員の推薦の依頼があった場合、委員を推薦する。
 - 2 地域ブロック推薦委員はその活動状況を随時地域ブロックに報告し、また、地域ブロックの意見を徴するものとする。

(開催費用の負担)

- 第12条 本連盟が負担する地域ブロック協議会の開催費用は年3回までとし、出席者旅費、 および会場借料を負担するものとする。
 - 2 出席者への旅費は、各加盟団体からの出席者1名について基幹交通機関の 往復交通費の実費を支給するものとする。
 - 3 本連盟が負担する会場借料は地域ブロック協議会の開催1回あたり1万円を上限とする。但し、この会場借料には茶菓代等を含まず、会場費のみとする。
 - 4 本連盟は、地域ブロック協議会が本来の目的にそって開催された場合にのみ経費 負担を行い、地域ブロック協議会を他の行事等に付随して副次的に開催した場合に は旅費、会場借料について経費を負担しない。

(報告)

- 第13条 地域ブロック協議会の幹事は協議会が終了した後に出席者、協議事項、決定事項 等を内容とする会議記録を作成する。
 - 2 会議記録は、出席者に支給した旅費領収書、および会場借料の領収証とともに協 議会終了後、可及的速やかに本連盟に提出するものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会で行う。

(細則)

第15条 各地域ブロックは運営規程を定め、本連盟会長へ報告し、承認を得るものとする。 附則

- 1 この規程は令和2年1月18日理事会決議により令和2年1月18日から施行する。
- 2 社団法人日本武術太極拳連盟ブロック会議開催規程は本規程の施行と同時に廃止する。

別表

- 1. 本連盟に加盟する都道府県加盟団体を地区別に下記地域ブロックとする。
- (1) 北海道・東北地域ブロック 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県(1道6県)
- (2) 北関東地域ブロック 栃木県、群馬県、新潟県、長野県(4県)
- (3) 南関東地域ブロック 茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県(1都5県)
- (4) 東海・北陸地域ブロック 富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県 (7県)
- (5) 近畿地域ブロック 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県(2府4県)
- (6) 中国地域ブロック 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県(5県)
- (7) 四国地域ブロック 香川県、徳島県、愛媛県、高知県(4県)
- (8) 九州・沖縄地域ブロック 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (8県)